

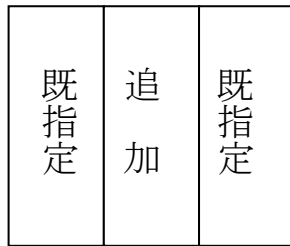
# 鎌倉市生産緑地地区指定基準細目

当初：平成 30 年 7 月 5 日

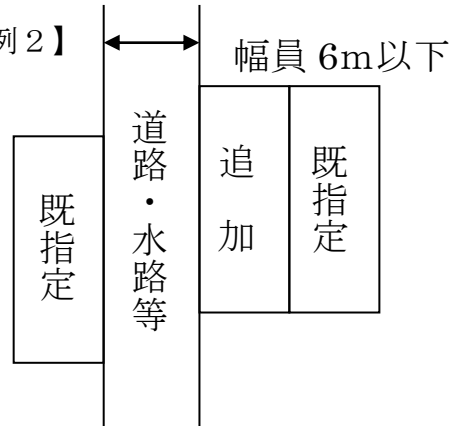
- 1 指定基準 2 (1)「各種の中長期計画等」とは次のものをいう。
  - (1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 28 年 11 月）
  - (2) 鎌倉市都市マスタープラン（平成 27 年 9 月）
  - (3) 鎌倉市緑の基本計画（平成 23 年 9 月）
  - (4) 鎌倉市景観計画（平成 29 年 3 月）
  - (5) 鎌倉市地域防災計画（平成 25 年 2 月）
  - (6) 鎌倉市農業振興ビジョン（平成 30 年 7 月）
- 2 指定基準 2 (2)「新たに指定することにより、既に指定した 2 以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもの」とは下図の例による。

- (1) 一体性が図られるもの。

【例 1】



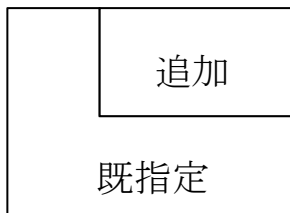
【例 2】



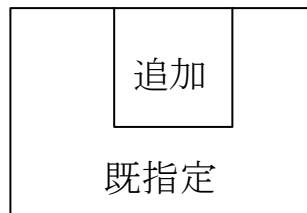
- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・6 m 以下の道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・ずれが生じている場合は、そのずれが概ね接する辺長の過半を上回らないものであること。

- (2) 整形化が図られるもの。

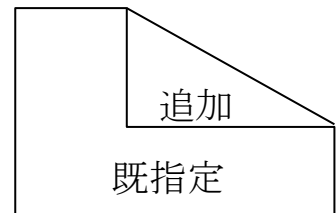
【例 1】



【例 2】



【例 3】



- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・農業用道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・接続する農地が不整形な場合は全周長の概ね過半以下が既設の生産緑地地区に接すること。

- 3 指定基準2(3)「延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 建築物と建築物の間に存するもので延焼防止の機能を有するもの。
  - (2) 一時避難地としてのオープンスペース機能を有する300㎡以上の一体のもの。
  - (3) その他公園、緑地機能を補完する機能を有するもの。
- 4 指定基準2(4)「同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの」とは、下図に示すとおり、面積が概ね100平方メートル以上の1の農地等間の距離が直線で250m以下であり、かつ、所有者が同一であるものとする。なお、6m以下の道路・水路等が介在している場合においても一団と見なすものとする。

【例】

